

令和8年度県融資制度一覧（融資条件等は令和8年10月1日現在のもので変更になる場合があります。）

★経営安定資金（小口資金）、小口零細企業資金、チャレンジ企業支援資金の設備資金については、1.0%又は0.50%の利子補給後の利率です★

制 度 名	融 資 対 象 者	融 資 条 件					添付書類（※2）
		資金使途	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率	保証利率（※1）	
経営安定短期資金	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合	運転	1,500万円	1年以内	2.20% (保証なし2.45%)	0.45～1.90%	
建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び組合 （ただし、工事代金など特定の返済財源がある場合）	運転	2,000万円	1年以内	2.45% 特定中小企業者（※3） (1～6号)2.30% (7、8号)2.45%	0.35～1.72% 特定中小企業者（※3） (1～4、6号)0.80% (5、7、8号)0.70%	工事代金などの返済財源が確認できる書類
経営安定一般資金	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合	運転 設備	5,000万円	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	2.85%	0.35～1.72%	
経営安定小口資金	小規模企業者	運転 設備	2,000万円	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転2.40% 設備1.40%又は 1.90%	0.35～1.40%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書
	特別小口保険適用者	運転 設備	2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年)	運転2.25% 設備1.25%又は 1.75%	0.85% NPO法人0.68%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書

小口零細企業資金（※4）	既存の信用保証協会の利用残高と合わせて保証債務残高が2,000万円以下の小規模企業者	運転 設備	2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転2.25% 設備1.25%又は 1.75%	0.50～1.87%	
	経営指導特例	運転 設備	2,000万円	運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転2.25% 設備1.25%又は 1.75%	0.50～1.55%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書

緊急経済対策特別支援資金（通常枠）	①最近3か月間の月平均売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している方 ②為替変動や海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等により、最近1か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している方 ③指定災害（※5）の影響を受けて事業活動に支障を生じている方 ④原油価格高騰等の影響により最近3か月間の売上高に占める原材料、燃料等の費用が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3ポイント以上増加している方 ⑤経済産業大臣又は知事が指定した再生手続開始申立等事業者に対して債権がある方 ⑥特定中小企業者（※3）として市長の認定を受けた方 ⑦特例中小企業者（※6）として市長の認定を受けた方 ⑧愛媛県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る方 ⑨雇用調整助成金に係る計画届を労働局長に提出した方 ⑩中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、全国統一制度の経営力強化保証を利用して経営改善に取り組む方	運転	企業 5,000万円 組合 1億円	7年以内(1年) ⑩の場合5年以内(1年)	2.20% 特定中小企業者（※3） (1～6号)2.05% (7、8号)2.20%	0.35～1.72% 特定中小企業者（※3） (1～4、6号)0.80% (5、7、8号)0.70%	①②③売上高等が確認できる書類 ④売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が確認できる書類 ⑤関連債権額等が確認できる書類、特定中小企業者は市長長の認定書 ⑥⑦市長長の認定書 ⑧経営改善計画書等 ⑨労働局等に受理された休業等実施計画届等 ⑩経営力強化保証の申請に必要な書類
		借換	企業 8,000万円 組合 1.6億円	10年以内(1年)	特例中小企業者（※6） 2.05%	特例中小企業者（※6） 0.80%	
緊急経済対策特別支援資金（協調支援枠）	全国統一制度の協調支援型特別保証を利用して、中東情勢の影響や物価高への対応をはじめとした様々な経営課題に取り組む中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本資金による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資（保証を付さない金融機関自前融資）を受けること。 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	運転	1億円	7年以内(1年)	2.20%	0.30～1.43% (国による保証料補 助後)	①②協調支援型特別保証の申請に必要な書類
		設備 借換	1億円	10年以内(1年)			

雇用促進支援資金	事業拡大や異業種への進出により雇用を創出する中小企業者及び組合	運転 設備	企業 5,000万円 組合 1億円	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	2.20%	0.35～1.72%	地方局長の融資対象認定書等
----------	---------------------------------	----------	----------------------	------------------------------	-------	------------	---------------

新事業創出支援資金（※4）	創業を行う個人及び創業後5年未満の個人会社 社分社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社	運転 設備	3,500万円	運転 7年以内(1年(※7)) 設備 10年以内(1年(※7))	2.05%	0.80又は1.0% 【保証料補助該当者(※9)】 0.0%	信用保証協会所定の創業・再挑戦計画書等、又は、信用保証協会所定の資格要件申告書。スタートアップ創出促進資金を利用する場合、創業計画書
	特例	運転 設備	3,500万円	運転 7年以内(1年(※7)) 設備 10年以内(1年(※7))	1.85%	0.80又は1.0% 【保証料補助該当者(※9)】 0.0%	①補助金の交付決定通知書の写し ②えひめ産業振興財団の確認書 ③認定特定創業支援事業（※9）により支援を受けたことについての市長長の証明書の写し。スタートアップ創出促進資金に関する場合、創業計画書
	事業承継支援枠	運転 設備 運転 設備 借換	1億円 (運転は 5,000万円) 1億円 (運転・借換は 5,000万円)	運転 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	1.95%	0.0%	①知事の認定書の写し ②事業承継計画書 ③補助金の交付決定通知書の写し又は同様の書類 ④事業承継特別保証の申請に必要な書類

チャレンジ企業支援資金	①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う方 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る方 ③商店街の空き店舗を活用して事業を行う者として地方局長の認定を受けた方 ④県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行う方で、試験研究機関から推薦を受けた方 ⑤えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農商工ビジネス商品開発事業費補助金の交付を受けて事業を拡大する方でえひめ産業振興財団から確認を受けた方 ⑥高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行う方としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた方（例：「リーディングチャレンジ企業」として県の認定を受けた方） ⑦ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、中小企業成長加速化補助金、中小企業新事業進出補助金、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方	運転 設備	1億円 (運転は 5,000万円)	運転 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年) ①の場合 運転5年以内(6か月) 設備7年以内(1年)	運転1.95% 設備0.95%又は 1.45%	0.35～1.72% 特例保険適用者（※10） 0.70% 海外投資関係保険 利用者 1.0%	①認定証又は認定通知書の写し ②海外投資関係保証の申請に必要な書類 ③地方局長の融資対象認定書 ④県の試験研究機関の推薦書 ⑤⑥えひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会の確認書 ⑦補助金の交付決定通知書の写し又は同様の書類
-------------	---	----------	-------------------------	--	-------------------------------	--	---

※1 信用保証協会所定の担保の提供がある場合は、保証利率が割り引きされる場合があります。加えて、法人の方で保証利率を引き上げることで経営者保証の提供が不要となる場合があります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。

※2 県融資制度のお申し込みに必要な書類については、金融機関所定の書類のほか別途書類が必要な場合があります。

※3 特定中小企業者：信用保険法第2条第5項1号から8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた中小企業者及び組合 詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
1号：大型倒産発生により影響を受ける方、2号：取引先企業のリストラ等により影響を受ける方、3号：突発的災害（事故等）により影響を受ける方、4号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける方、5号：全国的に業況の悪化している業種に属する方、6号：取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方、7号：金融機関の相当程度の合理化に伴って借入れが減少している方、8号：整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生の可能性があると判断される方

※4 特定非営利活動法人（NPO法人）については、小口零細企業資金及び新事業創出支援資金は対象外となります。

※5 指定災害とは、知事が指定した大規模災害等（指定状況は愛媛県のホームページをご覧ください。）

※6 特例中小企業者：信用保険法第2条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた中小企業者及び組合 詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

※7 ただし、申込金融機関においてスタートアップ創出促進資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。

※8 【保証料補助該当者】とは、新事業創出支援資金を申込時に信用保証協会に保証債務残高がない方となります。

※9 認定特定創業支援等事業となっているセミナー等を受講した後、市町が発行する証明書の写しが必要です。セミナー等開催の有無及び詳細は、各市町にお問い合わせください。

※10 特例保険適用者：経営革新関連特例、中小企業経営資源活用関連特例、農商工等連携事業関連特例などの保険適用者